



工事で発生した残土の処理と対応

質 問

- ①相談者：元請工事業者
- ②相談案件：工事発生残土の処理
- ③相談内容：工事現場から発生した残土を発注者指定の場所にて行う異物除去作業に伴う混入物の処理責任

回 答

発注者が別途工事として請け負わせた異物除去の業者が排出者となる。

工事現場から残土を搬出した時点で元請業者の処理責任は外れる。

新たな請負業者（異物除去業者）が当該異物の排出者となる。

異物除去後の残土は土砂等となり、土地造成目的で利用可能となる。

